

酒酔い運転の要件として数値基準を明確化！

飲酒運転とは

飲酒運転は**酒酔い運転**と**酒気帯び運転**の2種類に分けられます。
今回の法改正により、酒酔い運転の認定基準として、数値基準が明確化されました。

酒酔い運転

- ① 呼気中に0.5mg/ℓ以上（血中1.0mg/ml以上）のアルコールを身体に保有する状態で運転すること **（今回、明確化）**
- ② その他、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転すること

※ 従来と変わらず、会話や歩行状態等から認定
※ 身体に保有するアルコール濃度に関わらず認定され得ます

- ③ 違反すれば、5年以下の拘禁刑又は、100万円以下の罰金

会話や歩行状態などに関係なく、**基準値以上のアルコール濃度で酒酔い運転となります！**（①関係）



酒気帯び運転

- ① 呼気中に0.15mg/ℓ以上～0.5mg/ℓ未満（血中0.3mg/ml以上～1.0mg/ml未満）のアルコールを身体に保有する状態で運転すること
- ② 違反すれば、3年以下の拘禁刑又は、50万円以下の罰金

※ 酒酔い運転、酒気帯び運転ともに、法定刑の変更はありません

飲酒運転は、犯罪です

自動車も、自転車も、飲酒運転は「しない」「させない」「ゆるさない」を合言葉に、飲酒運転根絶を目指しましょう。
飲酒運転を目撃された方は、110番通報などの御協力をお願いします。